

## 小樽市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
16年度	人 143,900	千円 66,954,603	千円 △ 1,179,776	千円 11,709,526	% 17.5%	% 19.0

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与			費 計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
17年度	人 1,262	千円 5,024,787	千円 1,079,496	千円 2,025,801	千円 8,130,084	千円 6,442

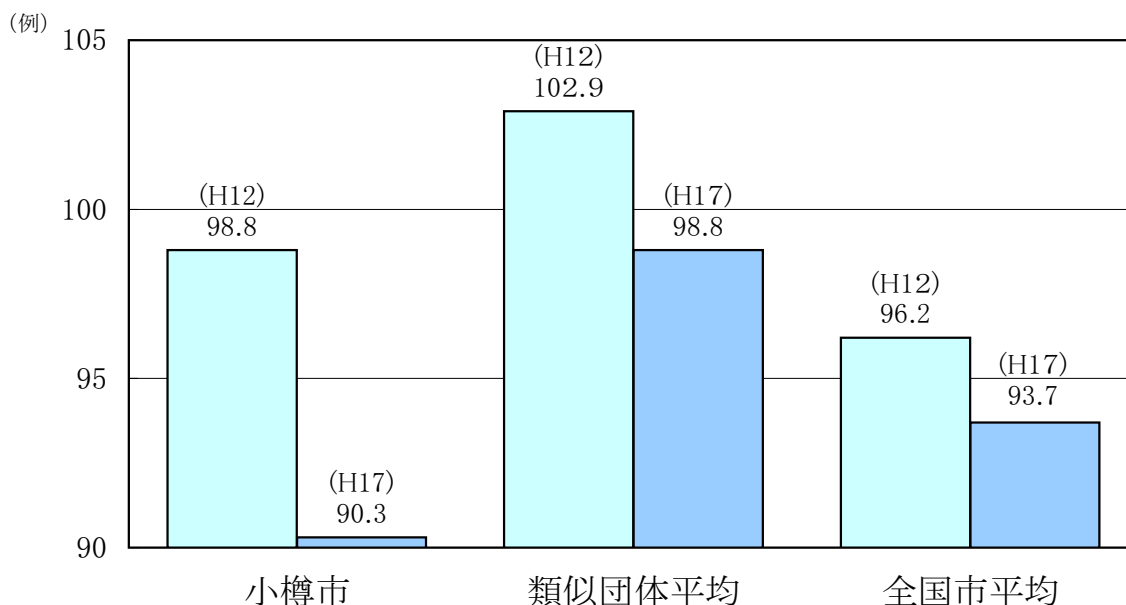
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

#### (3) 特記事項

特別職等の給料月額について、市長は20%、助役は15%、収入役は13%、教育長は12%減額しており、これを基本として計算される手当にも反映しています。

一般職（教育長を除く）においては、平成15年度比較で、平成16年度は3%、平成17年度は5%の給料月額の独自削減を実施し、これを基本として計算される手当にも反映しているところです。管理職手当についても、平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当については、平成16～17年度は一律15%を削減した額で支給しています。

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小樽市	43.4 歳	329,849 円	398,252 円
			376,479 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
類似団体	44.1 歳	365,708 円	460,839 円
			426,616 円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小樽市	49.6 歳	345,120 円	415,732 円
			380,580 円
うち運転手	49.5 歳	343,319 円	397,311 円
			383,395 円
うち用務員	48.1 歳	335,509 円	396,381 円
			381,293 円
うち給食調理員	55.5 歳	377,676 円	411,336 円
			400,744 円
国	48.1 歳	285,008 円	316,350 円
類似団体	46.8 歳	334,256 円	399,317 円
			375,701 円
民間事業者平均	51.6 歳	—	366,281 円

#### ③教育職（指導主事及び社会教育主事）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小樽市	43.7 歳	407,817 円	508,885 円
			471,465 円
国	— 歳	— 円	— 円
類似団体	40.1 歳	381,500 円	440,946 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区 分		小 樽 市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	168,500 円	188,600 円	170,200 円	183,800 円
	高校卒	136,100 円	146,500 円	138,400 円	148,000 円
技能労務職	高校卒	136,100 円	146,500 円	135,600 円	145,100 円
	中学卒	123,500 円	131,800 円	127,700 円	135,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	247,100 円	291,850 円	350,780 円
	高校卒	214,214 円	247,800 円	289,629 円
技能労務職	高校卒	287,467 円	318,425 円	350,671 円
	中学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	368,400 円
教育職	大学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
	高校卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円

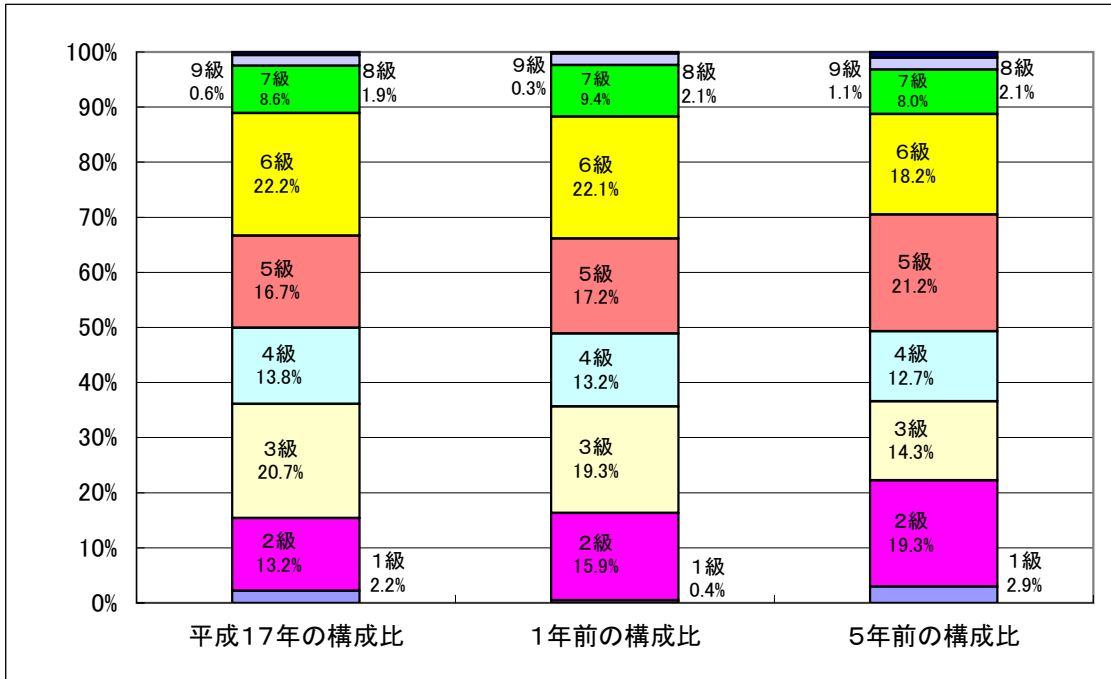
※ 技能労務職の平均給料月額が高いのは、一般行政職と比較し、平均的に採用時の年齢が高いため。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	困難部長	4 人	0.6 %
8 級	部長・参事・困難部次長	13 人	1.9 %
7 級	部次長・室長・副参事・困難課長・困難主幹	58 人	8.6 %
6 級	課長・主幹・特に困難な係長・特に困難な主査	150 人	22.2 %
5 級	困難係長・困難主査・困難上席	113 人	16.7 %
4 級	係長・主査・高度の知識経験を有する上席職員	93 人	13.8 %
3 級	吏員	140 人	20.7 %
2 級	吏員	89 人	13.2 %
1 級	吏員	15 人	2.2 %

- (注) 1 小樽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	人 2,012
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 119
	比 率 B/A	% 5.9
16年度	職 員 数 A	人 2,049
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 163
	比 率 B/A	% 8.0

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

小 樽 市		国	
1人当たり平均支給額(16年度)		-	
1,610 千円			
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.4 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.7) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (2) 退職手当 (17年4月1日現在)

小 樽 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	32.76 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 定年・勸奨時 1号俸 )					
1人当たり平均支給額	24,886 千円	3,312 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

##### (3) 調整手当 (17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		40,873 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		648,800 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師・歯科医師	10 %	53 人	10 %
上記以外の職員	0 %	0 人	2 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

##### (4) 特殊勤務手当 (17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		485,066 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		384,400 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		61.3 %	
手当の種類(手当数)		77	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
別表のとおり	別表のとおり	別表のとおり	別表のとおり

(5) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	425,729 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	313 千円
支給実績(15年度決算)	438,583 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	338 千円

※休日勤務手当も含む

(6) その他の手当 (17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,500円 ②扶養親族(配偶者除く) 2人目まで1人 月額 6,000円 3人目から1人 月額 5,000円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	-	270,677 千円	247,600 円
住居手当	①持家の場合月額 8,000円 ②借家の場合 月額 12,000円以上の家賃を支払 っているときに限り一定の計算方法 による額(上限 月額 27,000円)	異	国 持家月額2,500円 (新築・購入後 5年まで)	228,176 千円	143,800 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通 機関・用具を利用する職員に支給	同	-	131,855 千円	87,000 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削 減あり) ①部長職 月額 70,470円 ②次長職 月額 55,680円 ③課長職 月額 44,160円	異	国 定額制では なく定率制	148,236 千円	581,300 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務し た場合に、1時間当たりの給与額に100 分の135の割合を乗じて得た額を時間 数に応じて支給	同	-	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜ られた場合、1時間当たりの給与額に 100分の25の割合を乗じて得た額を時 間数に応じて支給	同	-	75,037 千円	141,000 円
宿日直手当	あらかじめ割り振られた正規の勤務時 間以外の時間や休日に宿直や日直の 勤務を行った場合に支給 ①通常の宿日直 1回4,200円(半日直2,100円) ②病院において緊急医療従事及び 器具等の監視 1回5,900円(半日直2,950円) ③常直的な宿日直勤務 月額21,000円(勤務日数が月の 2分の1以下の場合、月額10,500円)	異	国 医師の宿日直 (小樽市は同額で 特殊勤務手当)	40,020 千円	312,700 円
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する 職員に対して、その世帯区分に基づき 支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし 平成21年3月31日まで経過措置あり (17年度支給額) ①世帯主(扶養3人以上) 月額 43,060円 ②世帯主(扶養1・2人) 月額 37,620円 ③準世帯主 月額 23,460円 ④非世帯主 月額 15,280円 ⑤その他 支給なし	同	-	399,151 千円	194,900 円
単身赴任手当	勤務異動に伴い、住居を移転し やむを得ない事情により同居し ていた配偶者と別居し、単身で 生活することを常況とし、距離制 限を満たす場合支給 23,000円に交通距離に応じて加算す る額(上限45,000円)を月額として支給	同	-	- 千円	- 円

※時間外手当に含む

## 5 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市区町村長	786,400	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	助 役	673,200	円	1,130,000 円/	677,600 円		
	収 入 役	594,210	円	924,000 円/	640,000 円		
報酬	議 長	534,000	円	820,000 円/	594,200 円		
	副 議 長	482,000	円	717,800 円/	463,000 円		
	議 員	441,000	円	683,900 円/	420,000 円		
期末手当	市区町村長	(16年度支給割合)					
	助 役 収 入 役	4.4	月分				
退職手当	議 長	(16年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	4.4	月分				
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(支給時期)			
	助 役	給料月額×支給率(540/100)×勤続年数		} 任期毎			
	収 入 役	給料月額×支給率(450/100)×勤続年数					
収 入 役	給料月額×支給率(360/100)×勤続年数						

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

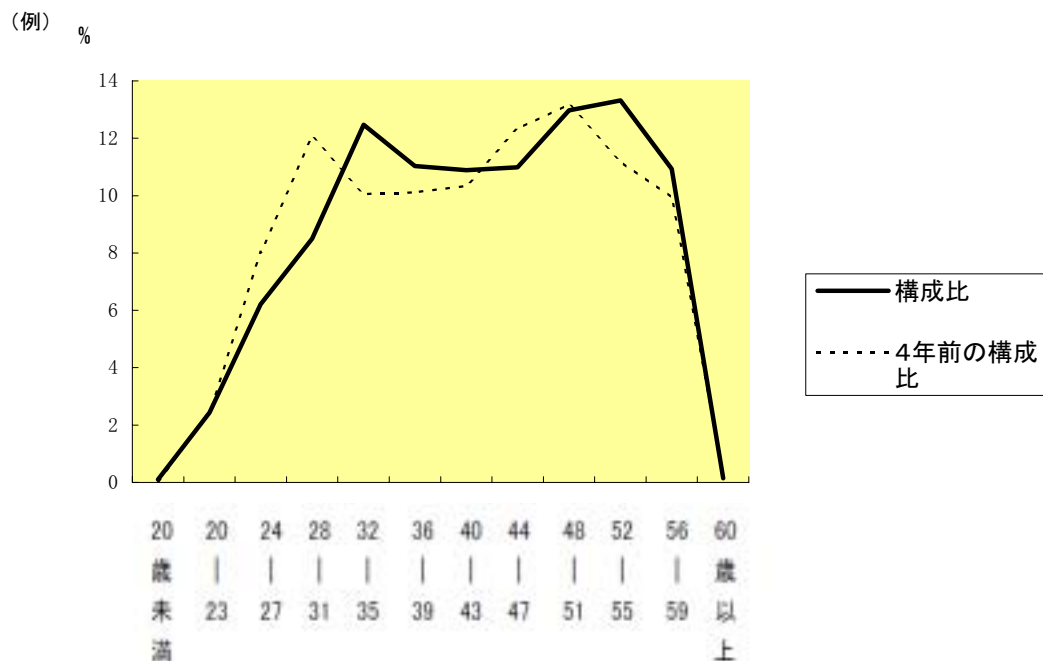
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成16年		
一 般 行 政 部 門	議会	11	12	▲ 1	欠員不補充
	総務	193	190	▲ 3	欠員補充・病院新築・広報業務の充実
	税務	71	75	▲ 4	課税業務の見直し
	労働	5	5	0	
	農林水産	15	15	0	
	商工	31	28	▲ 3	小樽FC・企業誘致業務の充実
	土木	159	175	▲ 16	業務の委託化、機構改正
	民生	184	176	▲ 8	業務の増加
	衛生	145	148	▲ 3	機構改正
	小 計	814	824	▲ 10	
特 別 行 政 部 門	教育	188	189	▲ 1	欠員不補充
	消防	257	265	▲ 8	欠員不補充
	小 計	445	454	▲ 9	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	584	601	▲ 17	業務の委託化
	水道	95	95	0	機構改正
	下水道	23	27	▲ 4	機構改正
	その他	51	48	▲ 3	欠員補充
	小 計	753	771	▲ 18	
合 計		2,012	2,049	▲ 37	
		[ 2,431 ]	[ 2,431 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	2人	49人	125人	171人	251人	222人	219人	221人	261人	268人	220人	3人	2,012人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	▲200

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

職員数を1,843名とする。



### ③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在：ただし17年は5月1日現在）

部 門	区 分	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	17年～22年	(参考)
		計画前年	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	計	数値目標
一般・特別 会計	減 員								
	増 員								
	差 引								▲ 156
	職員数	1,318							1,162
企業 会計	減 員								
	増 員								
	差 引								▲ 44
	職員数	725							681
計	減 員								
	増 員								
	差 引								▲ 200
	職員数	2,043							1,843

- (注) 1 計画期間は、17年5月～22年4月の5年間である。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 上記の職員数には派遣職員、公営企業管理者を含むため、定員管理調査の人数とは若干異なっている。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 上水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
16年度	千円	千円	千円	%	%
	3,067,091	150,980	838,879	27.4	26.2

##### イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
16年度	96	400,615	102,291	162,114	6,927

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 給与費は当初予算に計上された額である。

##### ウ 特記事項

平成15年度比較で、平成16年度は3%、平成17年度は5%の給料月額のみ削減を実施し、これを基本として計算される手当にも反映しているところ。管理職手当についても、平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当については、平成16～17年度は一律15%を削減した額で支給しています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（17年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小樽市	45.1 歳	355,602 円	575,531 円
団体平均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小樽市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(16年度)	1人当たり平均支給額(16年度)
1,682 千円	1,768 千円
(16年度支給割合)	
期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（17年4月1日現在）

小樽市	市町村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	
勤続20年 21.00 月分 32.76 月分	
勤続25年 33.75 月分 42.12 月分	
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	
その他の加算措置	
(退職時特別昇給 定年・勸奨時 1号俸 )	
1人当たり平均支給額 28,543 千円 千円	1人当たり平均支給額 17,842 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 調整手当（17年4月1日現在）

支給実績(16年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績(16年度決算)	7,306 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	84,953 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	89.6 %		
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険有害手当	水質管理課(係長以下)	特に人体に有害な各種試験に従事する勤務	日額153円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	深さ50cm以上の水中において行う作業に従事する勤務	日額212円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	予測されない事故等により招集を受け緊急作業に従事する勤務	夏季(1回につき850円)、冬季(1回につき1,173円)
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	有難者が別に定める期間において給水装置の故障工事作業に従事する勤務	日額484円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	有難者が別に定める期間において水質の維持管理作業に従事する勤務	日額680円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	汚泥処理作業に従事する勤務	日額374円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	浄水場における交代勤務のうち、夜間における勤務	1勤務につき1,045円

能率手当	料金課(係長以下)	集金、調査、滞納処分処理	日額161円
能率手当	料金課(係長以下)	現金出納事務	日額102円
能率手当	料金課(係長以下)	メーター検針事務	日額170円
能率手当	料金課(係長以下)	滞納徴収事務	1件につき42円
能率手当	料金課(係長以下)	基本又は系列違反者を発見し、その発見が確固に懸する認められるもの	1件につき212円
能率手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	浄水場における交代勤務のうち、年末年始の夜間における勤務	1勤務につき2,550円
能率手当	管理職を除く全職員	特に管理者が必要と認めて指定する特殊な業務に従事する勤務	月額5,000円
能率手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	週休日又は休日に勤務を行う際の交通費	実費

オ 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	23,778 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	276 千円
支給実績(15年度決算)	29,577 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	336 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,500円 ②扶養親族(配偶者除く) 2人目まで1人 月額 6,000円 3人目から1人 月額 5,000円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	-	16,012 千円	166,792 円
住居手当	①持家の場合月額 8,000円 ②借家の場合 月額 12,000円以上の家賃を支払 っているときに限り一定の計算方法 による額(上限 月額 27,000円)	異	国 持家月額2,500円 (新築・購入後 5年まで)	10,446 千円	108,813 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通 機関・用具を利用する職員に支給	同	-	6,291 千円	65,531 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削 減あり) ①部長職 月額 70,470円 ②次長職 月額 55,680円 ③課長職 月額 44,160円	異	国 定額制では なく定率制	5,862 千円	586,200 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務し た場合に、1時間当たりの給与額に100 分の135の割合を乗じて得た額を時間 数に応じて支給	同	-	- 千円	- 円
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する 職員に対して、その世帯区分に基づき 支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし 平成21年3月31日まで経過措置あり (17年度支給額) ①世帯主(扶養3人以上) 月額 43,060円 ②世帯主(扶養1・2人) 月額 37,620円 ③準世帯主 月額 23,460円 ④非世帯主 月額 15,280円 ⑤その他 支給なし	同	-	20,473 千円	213,260 円

※時間外手当に含む

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	18人の純減(△18.8%)

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

78人
-----

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要  
6(3)③の参考を参照

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
16年度	4,125,019	443,307	249,961	6.1	5.7

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
16年度	26	111,541	31,547	45,670	7,260

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項

平成15年度比較で、平成16年度は3%、平成17年度は5%の給料月額のみ削減を実施し、これを基本として計算される手当にも反映しているところです。管理職手当についても、平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当については、平成16～17年度は一律15%を削減した額で支給しています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（17年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 樽 市	45.8 歳	367,464 円	582,413 円
団 体 平 均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円
事 業 者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小 樽 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(16年度) 1,714 千円	1人当たり平均支給額(16年度) 1,768 千円
(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。



カ その他の手当（17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,500円 ②扶養親族(配偶者除く) 2人目まで1人 月額 6,000円 3人目から1人 月額 5,000円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	—	4,471 千円	171,962 円
住居手当	①持家の場合月額 8,000円 ②借家の場合 月額 12,000円以上の家賃を支払 っているときに限り一定の計算方法 による額(上限 月額 27,000円)	異	国 持家月額2,500円 (新築・購入後 5年まで)	3,167 千円	121,808 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通 機関・用具を利用する職員に支給	同	—	1,460 千円	56,154 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削 減あり) ①部長職 月額 70,470円 ②次長職 月額 55,680円 ③課長職 月額 44,160円	異	国 定額制では なく定率制	2,301 千円	575,250 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務し た場合に、1時間当たりの給与額に100 分の135の割合を乗じて得た額を時間 数に応じて支給	同	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する 職員に対して、その世帯区分に基づき 支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし 平成21年3月31日まで経過措置あり (17年度支給額) ①世帯主(扶養3人以上) 月額 43,060円 ②世帯主(扶養1・2人) 月額 37,620円 ③準世帯主 月額 23,460円 ④非世帯主 月額 15,280円 ⑤その他 支給なし	同	—	5,649 千円	217,269 円

※時間外手当に含む

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	6人の純減(△26.1%)

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

17人
-----

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

6(3)③の参考を参照

## (別表)

## 1 危険を伴う勤務

特殊勤務の種類	支給基準	支給額	併給区分
		円	
▪ 水火災の現場における放水、人命救助、破壊、機関又は吸水の作業に専ら従事する勤務			
ア 機関員としての業務	1回につき	330	併給可
イ アに掲げる以外の業務	1回につき	300	併給可
▪ 救急車により出勤し、救急活動に従事する勤務			
ア 救急救命士としての業務	1回につき	360	併給可
イ 機関員としての業務	1回につき	260	併給可
ウ ア及びイに掲げる以外の業務	1回につき	230	併給可
▪ 消防車及び救急車等による出勤する勤務で、前2号に掲げる以外の勤務			
ア 機関員としての業務	1回につき	130	併給可
イ アに掲げる以外の業務	1回につき	100	併給可
▪ 野犬捕獲に直接従事する勤務	1日につき	440	
▪ 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事する勤務	1日につき	240	併給可
▪ 交通が遮断されていない道路（所属長が別に指定するものに限る。）上において測量その他の土木工事に従事する勤務	1日につき	350	

## 2 有害な影響を与える勤務

特殊勤務の種類	支給基準	支給額	併給区分
		円	
▪ 病院の結核病棟、精神病棟及び感染症病棟において次の業務に専ら従事する勤務			
ア 看護師及び看護助手としての業務	1日につき	340	併給可
イ 病棟の清掃及び病棟の食器具の消毒の業務	1日につき	250	併給可
▪ 臨床検査及び理化学検査に専ら従事する勤務	1日につき	340	
▪ エックス線その他の放射線を照射する作業に専ら従事する勤務	1日につき	340	
▪ 保健師で、結核患者の訪問指導のため外勤する勤務	1日につき	200	
▪ 保健所に勤務する職員で、結核患者の命令入所事務につき患者及び患者の家庭を訪問面接のため外勤する勤務	1日につき	190	
▪ 薬剤散布の作業並びに害虫及び有害鳥獣の駆除作業に従事する勤務	1日につき	200	
▪ 感染症患者の疫学調査及び防疫処置に従事する勤務	1回につき	180	
▪ 特に危険、有害又は不快な公害調査業務のため外勤する勤務で、半日以上にわたるもの	1日につき	180	

## 3 不快を伴う勤務

特殊勤務の種類	支給基準	支給額	併給区分
		円	
▪ し尿浄化槽等の清掃業務に附帯する槽内潜入作業に従事する勤務	1日につき	800	併給可
▪ し尿の処理作業による処理作業に専ら従事する勤務	1月につき	10,700	
▪ ごみの処理作業に専ら従事する勤務（前号に規定するも	1月につき	10,000	

のを除く。)			
▪ し尿及びごみの処理施設において処理作業に準ずる作業に従事する勤務	1日につき	300	
▪ 葬斎場において火葬作業に従事する勤務	1月につき	10,000	
▪ 畜舎において家畜伝染病予防等の関係業務に従事する勤務	1日につき	230	
▪ 行旅死亡人を直接取り扱う勤務	1日につき	1,250	併給可
▪ 小樽公園こどもの国において動物の汚物処理に従事する勤務	1月につき	5,300	併給可
▪ 市立の小中学校に勤務する職員で、汚物の処理に従事する勤務	1日につき	150	併給可
▪ 港内における流出油について、オイルフェンス及び中和剤を用いて処理する作業に従事する勤務	1日につき	720	
▪ 病院において医療用布製品の素洗い作業に従事する勤務	1日につき	250	

#### 4 困難な勤務

特殊勤務の種類	支給基準	支給額	併給区分
		円	
▪ 病院に勤務する助産師又は看護師で、正規の勤務時間による勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる看護等の業務に従事する勤務	1回につき ア 深夜の全部を含む場合	6,800	併給可
	イ 4時間以上の場合	3,300	併給可
	ウ 2時間以上4時間未満の場合	2,900	併給可
	エ 2時間未満の場合	2,000	併給可
	▪ 消防職員の勤務で、正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）にわたり、かつ、当番及び非番を交互に繰り返し勤務することを要するもの	ア 本部における通信指令業務	1勤務につき 1,600
	イ アに掲げる以外の業務	1勤務につき 820	
▪ 冬期間において、夜間（午後5時から翌日の午前8時までの間をいう。）又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下に除雪作業に従事する勤務	1日につき	350	
▪ 豪雨等異常な自然現象により災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合の応急作業に従事する勤務	1日につき	750	併給可
▪ 特殊重車両の運転手で、その車両本来の作業に従事する勤務	1日につき	170	併給可
▪ 引き船作業に従事する勤務	1日につき	130	
▪ 病院に勤務する職員で、水治療室において直接水治療法による業務に従事する勤務	1日につき	200	



5 その他の勤務

特 殊 勤 務 の 種 類	支 給 基 準	支 給 額	併給区分
		円	
▪ 福祉部に勤務する職員で、本務として援護の現業を行う勤務	1月につき	7,900	
▪ 社会福祉業務を行う職員で、医療扶助の業務に従事する勤務	1月につき	4,500	
▪ 福祉部に勤務する職員で、本務として手話通訳の業務に従事する勤務	1月につき	7,900	
▪ 削除			
▪ 市税及び国民健康保険料の賦課又は徴収についての事務に従事する勤務	1月につき	4,500	
▪ 集金のため就業時間の大部分を外勤する勤務	1日につき	190	
▪ 就業時間の大部分を現金又は国民年金印紙の出納に従事する勤務で、次に掲げるもの			
ア 職員課長の指定する業務	1月につき	2,900	併給可
イ アに掲げる以外の業務	1日につき	120	併給可
▪ 消防本部において車両又は機関の修理及び整備の業務に専ら従事する勤務	1月につき	2,800	
▪ 市民会館のホール（展示ホールを除く。）又は市民センターのホールの使用回数が1日2回以上の日にそれらの施設に勤務する職員が従事する勤務	1日につき ア 2回の 場合 イ 3回以 上の場 合	480 790	併給可 併給可
▪ 食品衛生監視員及び環境衛生監視員が専らその業務のため外勤する勤務で、半日以上にわたるもの	1日につき	180	
▪ 保健所に勤務する栄養士が巡回指導のため外勤する勤務で、半日以上にわたるもの	1日につき	200	
▪ 水産課に勤務する職員で、船舶に乗り組み各種調査等の海上業務に従事する勤務	1日につき	240	
▪ 公共用地の取得のため権利者に対して直接交渉する業務に従事する勤務で、所属長の指定したもの	1日につき	270	
▪ 削除			
▪ 東京事務所に勤務する職員が従事する勤務	1月につき	給料月額の 100分の12 に相当する 額	
▪ 次に掲げる施設に勤務する職員が変則交代で従事する勤務			
ア 市民会館、市民センター（所属長が別に指定する職員に限る。）、室内水泳プール及び小樽第二病院（給食調理員に限る。）	1月につき	7,500	
イ 葬斎場	1月につき	7,500	併給可
ウ 市民センター（所属長が別に指定する職員（アにより指定する職員を除く。）に限る。）、保育所（所長を除く保育士に限る。）、図書館、青少年科学技術館及び小樽第二病院（病棟勤務の看護助手に限る。）	1月につき	5,500	
エ 小樽公園こどもの国	1月につき	5,500	
オ 文学館及び美術館	1月につき	4,500	
カ 小樽病院（保育士に限る。）及び小樽第二病院（栄養士に限る。）	1月につき	3,000	
▪ 市立の小中学校に勤務する職員で、採暖のための汽缶士	1日につき	200	併給可

業務(点検及び整備等の業務を除く。)に従事する勤務			
▪ 病院の薬局において薬局助手としての業務に専ら従事する勤務	1日につき	230	
▪ 病院に勤務する助産師で、出産介助の業務に従事する勤務	1月につき	3,200	
▪ 医療職給料表の適用を受ける医師が従事する勤務	1月につき	50,000	併給可
▪ 医師で、業務に必要な調査研究に従事する勤務			
ア 保健所長又は保健所参事である医師	1月につき	150,000	併給可
イ アに掲げる医師以外の医師	1月につき	50,000	併給可
▪ 保健所に勤務する医師で、診療業務に従事する勤務			
ア 保健所長又は保健所参事である医師	1月につき	150,000	併給可
イ アに掲げる医師以外の医師	1月につき	50,000	併給可
▪ 次に掲げる職員で、患者の往診に従事する勤務			
ア 医師	往診料	100分の50に相当する額	併給可
イ 看護師	往診料	100分の20に相当する額	併給可
▪ 病院に勤務する職員(医師を除く。)で、解剖業務に従事する勤務	1体につき	1,900	併給可
▪ 病院に勤務する医師が宿日直勤務日に医療業務に従事する勤務	1夜又は1日につき	5,000(土曜日の午後の場合については2,500)	併給可
▪ 前号に規定する勤務のうち、その所属する診療科の業務に従事する勤務	1夜又は1日につき	2,500(土曜日の午後の場合については1,250)	併給可
▪ 病院に勤務する医師が休日救急当番日に従事する勤務	当番日につき	35,000	併給可
▪ 病院に勤務する医師が休日救急当番日のうち、その者が勤務することを指定された日以外の日に従事する勤務	当番日につき	10,000	併給可
▪ 病院に勤務する麻酔科の医師が休日救急当番日に業務の準備に従事する勤務	当番日につき	10,000	併給可
▪ 市立小樽病院高等看護学院の講師として従事する勤務	1時間につき	880	併給可
▪ 職員課が主催する研修の講師として従事する勤務	1時間につき	750	併給可
▪ 特に複雑若しくは困難又は極めて繁忙な業務であって、市長が別に定めるものに従事する勤務	市長が別に定める基準	市長が別に定める額	

#### 備考

- 再任用短時間勤務職員の月額手当(この表に規定する特殊勤務のうち1月単位で支給額が定められている特殊勤務に係る手当をいう。以下同じ。)の額は、この表の支給額の欄に掲げる額にかかわらず、当該月額手当の額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 再任用短時間勤務職員の日額手当(この表に規定する特殊勤務のうち1日単位で支給額が定められている特殊勤務に係る手当をいう。)の額は、この表の支給額の欄に掲げる額にかかわらず、その者の1日の勤務時間等を考慮して、市長が別に定める。